

香美市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和6年5月31日

告示第106号

(趣旨)

第1条 この告示は、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、もって地域における少子化対策の推進に資することを目的として実施する、香美市結婚新生活支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、香美市補助金の交付に関する規則(平成18年香美市規則第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 補助金の交付を受けようとする者
- (2) 申請世帯 申請者とその配偶者を含む世帯
- (3) 親世帯 申請世帯の親の世帯
- (4) 同居 申請世帯と親世帯が同一の住宅に住所を有し、居住すること。ただし、申請世帯と親世帯が別世帯でも、同一の住所を有している場合は同居とみなす。
- (5) 近居 申請世帯と親世帯が同一小学校区内に居住していること。または、申請世帯と親世帯との住宅間の直線距離がおおむね5km以内であること。

(対象となる世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯は、次の各号の全てに該当する世帯とする。

- (1) 次のいずれかに該当する世帯であること。
 - ア 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの申請日時点において、婚姻届を提出し受理された夫婦であって、夫婦共に婚姻届を提出した日又は受理された日における年齢が39歳以下かつ次項により算出した世帯の所得が500万円未満であるもの。ただし、夫婦の一方又は双方が、過去に結婚新生活支援事業による補助金を受給したことがある場合(他の自治体での受給を含む。)は、補助の対象としない。
 - イ 令和6年度に香美市結婚新生活支援事業による交付決定を受けた世帯であって、その受給額が、市が定める1世帯当たりの補助上限額に達しなかったもの。
 - ウ 令和6年度に香美市結婚新生活支援事業による資格認定を受けたもの。
 - (2) 夫婦共に県税及び市税等を滞納していないこと。
 - (3) 夫婦共に香美市暴力団排除条例(平成22年香美市条例第51号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- 2 前項第1号アにおいて算出する世帯の所得は、交付申請時において発行される最新の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、貸与型奨学金(公的団

体又は民間団体により、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

(対象となる費用)

第4条 補助対象となる費用は、婚姻に伴う住宅取得費用、住宅のリフォーム費用、住宅賃借費用並びに引越費用であって、次の各号に記載する要件を満たすものとする。

- (1) 申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、香美市内の当該住宅の住所となっていること。
 - (2) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できること。
- 2 婚姻に伴う住宅取得費用については、売買契約書、工事請負契約書等により契約内容が確認できることを要件とする。
- 3 婚姻に伴う住宅のリフォーム費用については、次の各号に記載する要件を満たすこと。
- (1) 工事請負契約書又は請書により契約内容が確認できること。
 - (2) 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用については対象外とする。詳細は別表第1のとおりとする。
- 4 新規の住宅賃借費用については、次の各号に記載する要件を満たすこと。
- (1) 賃貸借契約書により契約内容が確認できること。
 - (2) 婚姻を機に新たに物件を賃借する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料であること。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は当該住宅手当に相当する額を、他の公的制度による家賃補助等を受けている場合は当該補助額に相当する額を、それぞれ対象となる費用から控除する。
- 5 婚姻に伴う引越費用については、引越業者又は運送業者への支払いに係る実費であることを要件とする。

(世帯への補助上限額等)

第5条 第3条第1項第1号アに規定する世帯については、1世帯当たりの補助上限額は30万円とする。ただし、対象経費の金額が、1世帯あたりの補助上限額を超え、かつ次のいずれかに該当する世帯については45万円とする。

- (1) 親世帯と同居する世帯。ただし、夫婦の一方が婚姻前から親と同居しており、婚姻を機に配偶者が当該住宅に入居する世帯を含む。
 - (2) 親世帯の居住地と近居となる世帯。
- 2 第3条第1項第1号イに規定する世帯については、令和6年度の1世帯当たりの補助上限額として定める額から、令和6年度予算による受給済の額を差し引いて得た額を限度とする。

- 3 第3条第1項第1号ウに規定する世帯については、前年度の補助上限額まで補助を行う。
- 4 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、補助金の交付を受けようとするとき、交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類のうち必要なものを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書(別紙1)
 - (2) 申請世帯に関する情報(別紙2)
 - (3) 添付書類一覧(別紙3)
 - (4) 同意書(様式第2号)
 - (5) 夫婦の住民票の写し
 - (6) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)の写し
 - (7) 申請時において発行される最新の夫婦の所得証明書
 - (8) 夫婦の県税及び市税等の滞納のない証明書
 - (9) 奨学金の返済額が分かる書類の写し
 - (10) 補助対象となる費用の領収書等の写し
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 補助対象となる費用として婚姻に伴う住宅取得費用を申請する者は、前項に掲げる書類に、次に掲げる書類のうち必要なものを添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書等の写し
 - (2) 建物の登記事項証明書の写し又は建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく検査済証の写し
 - (3) 位置図、建物配置図及び建物平面図の写し
 - (4) 工事内訳書の写し
 - (5) 住宅の全景写真
 - 3 補助対象となる費用として婚姻に伴う住宅リフォーム費用を申請する者は、第1項に掲げる書類に、次に掲げる書類のうち必要なものを添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 住宅の工事請負契約書又は請書の写し
 - (2) 位置図、建物配置図及び建物平面図の写し
 - (3) 工事内訳書の写し
 - (4) 住宅の全景写真
 - 4 補助対象となる費用として新規の住宅賃借費用を申請する場合は、第1項に掲げる書類に、次に掲げる書類のうち必要なものを添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 住宅の賃貸借契約書の写し
 - (2) 住宅手当支給証明書(様式第3号)原本又は給与明細書等の写し
 - 5 前条第1項ただし書に該当する場合は、第1項に掲げる書類に、次に掲げる書類のうち

必要なものを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 親世帯の同意書（様式第4号）
- (2) 親世帯の住民票の写し
- (3) 申請世帯と親世帯との続柄が確認できる戸籍謄本又は戸籍抄本の写し
- (4) 申請世帯及び親世帯の住宅の位置図

6 前条第2項及び第3項に該当する申請者は、第1項第6号、第7号、第9号及び第5項に掲げる書類の提出を省略することができる。

（交付決定及び額の確定等）

第7条 市長は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び交付すべき補助金の額を確定し、交付決定及び額確定通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の支払い）

第9条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、交付決定者に対し、補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、全部（一部）返還請求書（様式第8号）により、交付決定者に対し期限を決めてその返還を命ずるものとする。

（翌年度に継続して補助金の交付を受けることができる世帯）

第12条 第5条第1項に規定する世帯のうち、本年度上限額に達しなかった世帯については、翌年度に限り、翌年度実施分の対象事業期間、支払期間の範囲内で、本年度の上限額まで継続して補助金の交付を受けることができる（以下「継続補助」という。）。なお、継続補助の補助対象費目は本年度の費目を適用する。また、本年度で年齢要件から外れる場合も対象とする。

2 第3条第1項第1号に定める期間内に第6条に定める交付申請を行うことが困難な者は、翌年度に本補助金の交付を申請することができる資格を有する者であることの認定（以下「資格認定」という。）を受けることにより、継続補助を受けることができる。
（資格認定の申請）

第13条 資格認定の申請者は、資格認定を受けようとするとき、資格認定申請書（様式第9号）に、次に掲げる書類のうち必要なものを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請世帯に関する情報（別紙2）
- (2) 同意書（様式第10号）
- (3) 夫婦の住民票の写し
- (4) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）の写し
- (5) 申請時において発行される最新の夫婦の所得証明書
- (6) 夫婦の県税及び市税等の滞納のない証明書
- (7) 奨学金の返済額が分かる書類の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第5条第1項ただし書に該当する場合は、次に掲げる書類のうち必要なものを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 親世帯の同意書（様式第11号）
- (2) 親世帯の住民票の写し
- (3) 申請世帯と親世帯との続柄が確認できる戸籍謄本又は戸籍抄本の写し
- (4) 申請世帯及び親世帯の住宅の位置図

（資格認定の通知）

第14条 市長は、前条の規定による資格認定申請書の提出があったときは、審査のうえ、資格を認めるときは、資格認定通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

（資格認定の取り消し）

第15条 市長は、前条の規定による資格認定を受けた者（以下「資格認定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の資格認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 資格認定の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により資格認定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により資格認定を取り消したときは、資格認定取消通知書（様式第13号）により、資格認定者に通知するものとする。

（補則）

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年5月31日から施行し、令和6年度事業から適用する。
(失効)
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和7年3月31日告示第80号)

この告示は、令和7年3月31日から施行する。